嵯峨美術大学 芸術学部 学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に規定する教育の目的と方法に則り、弘法大師空海の思想と実践に学び、その精神を現代の高等教育に活かすこと、その思想の実現を図る芸術教育を通して創造性の開発と人間性の涵養を目指すことを建学の精神として、社会に貢献する有用な人材を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

- **第2条** 本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、改善・充実に努める。
- 2 前項の目的を達成するための点検の項目、実施体制等の細目は別に定める。

第2節 学部、学科及び学生定員

(学部及び学科)

第3条 本学に大学院及び学部並びに学科を置く。

学 部	学科
芸術学部	造形学科 デザイン学科

- 2 大学院の規則については別に定める。
- 3 学部及び学科の学生定員は次の通りとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員	
芸術学部	造形学科	45名	5名	190名	
	デザイン学科	90名	5名	370名	
	= +	135名	10名	560名	

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を前期、後期の2学期制とし、期間は次の通りとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

- 第6条 休業日は、次の通りとする。ただし、休業日でも授業を行うことがある。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 日曜日

- (3) 春期休業 3月21日から4月3日まで
- (4) 夏期休業 7月22日から9月23日まで
- (5) 冬期休業 12月21日から翌年1月10日まで
- 2 学長は、前項第3号から第5号までの休業日については、その期間を変更することができる。
- 3 学長は、特に認めた場合、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第4節 教職員組織

(教職員組織)

第7条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 教授、准教授、講師
- (3) 事務職員及び技術職員
- (4) その他必要な教職員
- 2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

第5節 教授会

第8条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会の構成員は、次の各号の者とする。
 - (1) 学長
 - (2) 教授
 - (3) 准教授
 - (4)講師
 - (5) その他学長が必要と認める者
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり審議し、意見を述べるものとする。
 - (1) 教員の教育研究業績等の審査に関する事項
 - (2) 教育課程の編成に関する事項
 - (3) 学生の入学、編入学及び卒業に関する事項
 - (4) 学位授与に関する事項
 - (5) 学生の賞罰に関する事項
 - (6) 本項第1号から第5号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を 聴くことが必要と学長が定める事項
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べることができる。

第2章 芸術学部 学生

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第9条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第10条 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、休学の期間は算入しない。又第16条及 び第17条の規定により入学した者は、定められた在学すべき年数の2倍に相当する年限を超えて在 学することはできない。

第2節 入学

(入学)

第11条 入学は、学年の始めとする。

(入学資格)

- 第12条 入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 高等学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度 認定試験に合格した者又は同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定(昭和2 6年文部省令第13号)に合格した者
 - (7) その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると 認めた者

(入学志願等)

- **第13条** 前条の規定により入学を志願する者は、入学願書に入学検定料及び別に指定する書類を添えて提出しなければならない。
- 2 前項の入学志願者については、別に定める入学者の選考を行う。

(入学手続)

- 第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書及び保証書 (保護者又は保護者に準ずる者が極度額の範囲で保証責任を負う旨を承諾する書面)等を提出する とともに、所定の入学金、授業料等を納付しなければならない。
- 2 前項の期日については、別に定める。
- 3 学長は前項の入学手続きを完了した者(入学金免除の申請が受理された者も含む)に入学を許可する。

(外国人留学生)

- 第15条 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、当該学部の教育研究に支障がない限り、特に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 前項の選考及び入学については、別に定める。

(再入学)

- **第16条** 願いにより本学を退学した者又は第37条(3)による除籍者が、退学又は除籍後に再入学を 希望するときは、教授会の議を経て学長が入学を許可する場合がある。
- 2 前項の規定により入学を許可された者が既に履修した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき 年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(編入学)

- **第17条** 次の各号の一に該当する者で第3年次に編入学を志願する者がある時は、選考の上、教授会の議を経て学長が入学を許可することがある。
 - (1) 大学を卒業した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (4) その他法令により、大学への編入学が認められている者
- 2 前項の細則については、別に定める。
- **第18条** 前条並びに第16条について入学を志願する者及び入学選考に合格した者は、第13条並びに第 14条を準用する。

第3節 授業科目、履修方法及び単位

(授業科目)

- 第19条 授業科目の種類は、必修科目及び選択科目とする。授業科目の種類及び単位数は別表第1の 通りとする。
- 2 学生が履修すべき単位は、124単位以上とする。
- 3 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものと する。
- 4 前項の授業は、多様な教育情報機器を高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修 させることがある。

(単位取得の認定)

第20条 授業科目を履修した者に対しては、試験等により単位を認定する。

(履修の方法)

第21条 本学において開設する授業科目の履修方法については、本学則に定めるものの他、別に定める。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成

- し、以下の基準により計算する。
- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習及び実技等については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 一の授業について、講義、演習、実習又は実技の内、二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮して単位数を定めるものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず卒業研究等については、これらに必要な学修を考慮して単位数を定める ことができる。

(教職関係科目)

- **第23条** 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による免許状を受けようとする者のために教職関係科目を置く。
- 2 前項の授業科目の種類及び単位数は、別表第1~第3の通りとする。

(学芸員資格に関する科目)

- **第24条** 博物館法(昭和26年法律第285号)による学芸員の資格を得ようとする者のために、学芸員資格に関する科目を置く。
- 2 前項の授業科目の種類及び単位数は、別表第1の通りとする。

(履修登録)

- **第25条** 学生は、各学期のはじめに当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。
- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の科目を履修、又単位を取得することはできない。
- 3 科目の履修登録は、各学期のはじめに公示する授業時間割による。

(試験の時期)

第26条 試験の時期は、各学期末及び学年末とする。ただし、必要があると認めるときは、その他の 時期に行うことができる。

(学修の評価)

第27条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表示し、可以上を合格とする。

(他大学における単位修得の認定)

- **第28条** 教育上有益と認めるときは、本学との協定による他大学又は短期大学において履修した授業 科目について、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修によ り修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

- **第29条** 入学前に次の各号において学修し、本学が教育研究上有益と認める科目については、既修得 単位として認定することができる。
 - (1) 大学、短期大学並びに専門学校における学修

- (2) 高等専門学校の専攻科における学修
- (3) 文部科学大臣が別に定める学修
- (4) 外国の大学又は短期大学における学修
- 2 前項により認定することのできる単位数は編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外 のものとあわせて60単位を超えないものとする。
- 3 第1項による既修得単位の認定の取扱いは、別に定める。
- 4 第1項に関わる第3年次編入学生の単位の認定については、別に定める。

(大学又は短期大学以外の学修)

- **第30条** 大学又は短期大学以外の教育施設等における学修について、教育上有益と認める場合は、その学修を本学において修得したものとして認定することができる。
- 2 前項の取扱いについては、別に定める。
- 3 これにより与えることができる単位は、前2条の規程で定めた単位とあわせて60単位を超えないものとする。

第4節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

- **第31条** 疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 ヶ月以上修学することができない場合は、保証人署名、捺印の上、その理由を詳記して、病気の場合は医師の診断書を添えて学長に休学を願い出、その許可を得なければならない。
- 2 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。
- 3 第1項の取扱いについては、別に定める。
- **第32条** 学長は前条にかかわらず、修学が不適当と認められる者に対し、休学を命じることができる。

(復学)

第33条 休学期間中にその事由が止んだときは、保証人署名、捺印の上、学長の許可を得て復学する ことができる。

(転学)

第34条 他の大学に転学を希望する者は、保証人署名、捺印の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(留学)

第35条 外国の大学又は短期大学に留学を希望する者は、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(退学)

- 第36条 退学は以下のとおりに区別する。
 - (1) 本人の意思による退学(自主退学)
- (2) 本人の意思に関わらない強制的な退学(懲戒退学)

2 自主退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人署名、捺印の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。懲戒退学の扱いについては第48条による。

(除籍)

- 第37条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。
 - (1) 第10条に規定する在学年数を超えた者
 - (2) 休学期間(4年)を超えてもなお修学できない者
 - (3) 督促を受けてもなお授業料等を納入しない者
 - (4) 死亡又は2年以上行方不明の者
 - (5) 休学期間終了までに復学、休学延長、自主退学のいずれの手続きもとらない者
 - (6) 正当な理由なく所定の手続きを怠り、修学意志がない者
- 2 前項(3)に関する規程(学費納付規程)は別に定める。

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第38条 本学に4年以上在学し(第17条第1項により入学した者については同条第2項により定められた在学すべき年数)第19条の規定により定める単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

(学位授与)

- 第39条 前条により卒業した者に学士(芸術学)の学位を授与する。
- 2 学位の授与にあたっては、次の区分により専攻分野を付記する。

芸術学部 芸術学(造形学科 デザイン学科)

(卒業に必要な単位)

第40条 卒業に必要な単位等については履修規程に定める。

第6節 学生証

(学生証)

第41条 学生は、本学所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

第7節 入学検定料、入学金、授業料等

(入学金、授業料等)

- 第42条 学生は授業料その他所定の学費を納入しなければならない。
- 2 入学金は、第14条に定める指定期日までに納付しなければならない。
- 3 授業料等の金額、納付期日及び納付方法は、別に定める。

(入学金、授業料等の免除、徴収の猶予又は分納)

- **第43条** 入学金、授業料等について特別の事情があると認めた場合は、入学金又は授業料の一部を免除又は徴収の猶予並びに分納を許可することがある。
- 2 前項の納付に関する取扱いは、別に定める。

(退学時等の場合の授業料)

第44条 退学又は転学、並びに除籍となった者は、当該学期の授業料等を全額納入しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第45条 休学した者については、本学学費納付規程に定める在籍料を納めなければならない。 (入学検定料、入学金及び授業料等の不環付)

第46条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等は、原則として返還しない。

第8節 賞罰

(表彰)

第47条 学生として表彰すべき行為のあったときは、学長は教授会の議を経てその者を表彰する。 (懲戒)

- **第48条** 本学の学則に違反、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は教授会の議を経て その者を懲戒する。
- 2 前項の懲戒に関する規程は別に定める。

第3章 科目履修生、研究生及び単位互換履修生

(科目等履修生)

- **第49条** 本学に入学する資格を有する者で、本学の授業について1科目又は数科目を選んで履修したい者があるときは、本学の教育・研究に支障がない場合に限り教授会の議を経て学長が、科目等履修生として入学を許可することがある。
- 2 前項に規定する履修生について、 その学修の成果を評価して、所定の単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第50条 本学に研究生を置くことができる。

2 前項の研究生に関する規程は、別に定める。

(単位互換履修生)

- **第51条** 他の大学又は短期大学(外国の大学、短期大学を含む)との協定に基づき、教授会の議を経て学長が単位互換履修生として入学を許可することができる。
- 2 前項に規定する履修生について、その学修の成果を評価して所定の単位を与えることができる。
- 3 単位互換履修生について必要な事項は、別に定める。

第4章 研究施設

(附属芸術センター)

第52条 本学に附属芸術センターを置く。

2 前項の運営に関する規程は、別に定める。

第5章 附属図書館

(附属図書館)

第53条 本学に附属図書館を置く。

2 前項の運営に関する規程は、別に定める。

第6章 学内共同教育研究施設

(附属博物館)

第54条 本学に附属博物館を置く。

2 前項の運営に関する規程は、別に定める。 (附属展示場)

第55条 本学に附属展示場をおく。

2 前項の運営に関する規程は、別に定める。

第7章 厚生施設

(福利厚生施設)

第56条 本学に福利厚生のための施設を置く。

2 前項の施設に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 公開講座

(公開講座)

第57条 本学は公開講座を開設することがある。

2 前項に関する規程は、別に定める。

第9章 細則

(学生細則)

第58条 本学学生の守らなければならない細則は、別に定める。

(改廃)

第59条 この学則の改廃は、教授会の議を経て学長が決定し、理事会の議を経てこれを行う。

附 則

この学則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

(短期大学部学則との整合性を図るとともに、休学期間を明記)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- ●学則第3条第2項の追加及び第3項の変更
- ●入学資格の一部変更
- ●別表第1 授業科目の種類及び単位数 (イ) 学部共通科目、(ロ) -②専門科目(観光デザイン学科)の一部変更

附 則

この学則は、平成18年 4月 1日から施行する。

| 別表第1 授業科目の種類及び単位数(イ)学部共通科目、(ロ)-①専門科目(造形学 | 科)、(ロ)-②専門科目(観光デザイン学科)の一部変更

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- ●メディアデザイン学科の設置に伴う定員変更、メディアデザイン学科教職関連科目の開設に伴う学則第23条別表第1、別表第2、別表第3の一部変更並びに教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の追加
- ●学校教育法の一部改正に伴う第7条、第8条の一部改正
- ●メディアデザイン学科設置に伴う第39条の一部改正
- ●学則第19条別表第1 (授業科目の種類及び単位数)、(イ)学部共通科目の一部改正、(ロ) -①専門科目(造形学科)、③専門科目(観光デザイン学科)の一部改正
- ●学則第23条別表第1 (教職に関する科目及び単位数)、別表第2 (教科に関する科目及び単位数)、別表第3 (教科又は教職に関する科目及び単位数)教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の一部改正
- 2 学則第19条別表第1(ロ)-①③、学則第23条の別表に係る改正については、平成19年 度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成20年 4月 1日から施行する。

学則第19条別表第1 (授業科目の種類及び単位数) (イ) 学部共通科目の一部改正、(ロ) - ③専門科目 (観光デザイン学科) の一部改正)

② 学則第19条別表第1(ロ)−③に係る改正については、平成19年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成21年 4月 1日から施行する。

学則第19条第3項並びに第4項、第22条第2項を追加、学則第19条別表第1 (授業科目の種類及び単位数) (イ)学部共通科目、(ロ)ー③、学則第23条別表第2 (教科に関する科目及び単位数) (メディアデザイン学科)、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の一部改正

2 学則第23条別表第2及び教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の改正について は、平成21年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。

- ●学則第19条別表第1 (授業科目の種類及び単位数) (イ) 学部共通科目の一部改正、(ロ) ③専門科目 (観光デザイン学科) の一部改正)
- ●教育職員免許法施行規則の改正による学則第23条別表第1 (教職に関する科目及び単位数)の一部改正
- 2 学則第23条別表第1の改正については、平成22年度入学生から適用する。

- 1 この学則は、平成23年 4月 1日から施行する。
 - ●デザイン学科設置に伴う学則第3条第1項·第3項の改正
 - ●デザイン学科設置に伴う学則第39条第2項の改正
 - ●学則第19条別表第1 (授業科目の種類及び単位数) (イ) 学部共通科目から (イ) -① 造形学科一般教育科目への改正、 (ロ) -①専門科目 (造形学科) から (ロ) -①造形学科専門教育科目1・2への改正
 - ●学則第23条別表第1 (教職に関する科目及び単位数)、別表第2 (教科に関する科目及び単位数)、別表第3 (教科又は教職に関する科目及び単位数)教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の一部改正
 - ●学則第24条別表第1 (学芸員資格に関する授業科目の種類及び単位数)
- 2 旧学則第3条第1項·第3項並びに第39条第2項に定めるメディアデザイン学科及び観光デザイン学科については、在学生が卒業するのを待って廃止する。なお、廃止するまでの間の教育条件の維持には万全を尽くすこととする。

(デザイン学科の設置に伴う変更による)

3 学則第23条の別表第1、第2、第3、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目及び 学則第24条別表第1の改正については、平成23年度入学生から適用する。

附則

この学則は、平成23年12月 1日より施行する。

(学則第19条別表第1 (授業科目の種類及び単位数)一部改正)

附 則

- 1 この学則は、平成24年 4月 1日より施行する。
- ●学則第19条別表第1 (授業科目の種類及び単位数) 一部改正
- 【●博物館法施行規則の改正に伴う学則第24条別表第1の一部改正
- 2 学則第24条別表第1に定める科目の改正については、平成24年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成25年10月 1日より施行する。

(学則第39条学位名称の改正)

附 則

1 この学則は、平成26年 4月 1日より施行する。

(学則第3条第3項芸術学部造形学科及びデザイン学科の定員変更)

2 学則第3条第3項の改正については、平成27年度入学生から適用する。

附則

この学則は、平成26年10月 1日より施行し、平成26年 4月 1日に遡って適用するものとする。 (組織改編に伴う第52条の改正)

附則

この学則は、平成27年4月1日より施行する。

- ●学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に伴う条文の一部改正
- ●学則第19条別表第1 (授業科目の種類及び単位数) 一部改正
- ●学則第23条別表第2 (教科に関する科目及び単位数) 一部改正

この学則は、平成28年 4月 1日より施行する。

- ●学則第19条別表第1 (授業科目の種類及び単位数) 一部改正
- ●学則第23条別表第2 (教科に関する科目及び単位数) 一部改正
- ●メディアデザイン学科並びに観光デザイン学科の廃止

附則

この学則は、平成29年 4月 1日より施行する。

(校名変更に伴う学則名称の改正)

附 則

1 この学則は、平成30年 4月 1日より施行する。

(学則第3条第3項芸術学部造形学科及びデザイン学科の定員変更)

2 学則第3条第3項の改正については、平成30年度入学生から適用する。

【学則第31条の一部改正、第36条退学及び第37条除籍に関する項目の追加、第48条懲戒の条文変 更による一部改正、学則第19条別表第1の一部改正

3 学則第31条、第36条、第37条、第48条、第19条別表第1の改正については平成30年 4月 1日 時点に在籍の在学生より適用する。

附 則

1 この学則は、平成31年 4月 1日より施行する。

「学則第19条別表第1(授業科目の種類及び単位数)の一部改正および、教職課程再課程認 定による学則第23条教職関係科目別表第1、別表第2、別表第3の改正

2 学則第19条別表第1 (授業科目の種類及び単位数)の改正については平成31年度入学生から 適用し、学則第23条教職関係科目別表第1、別表第2、別表第3の改正については、平成31年 度入学生(編入学生を含む)から適用する

附 則

この学則は、令和2年7月7日より施行する。

(編入学資格見直しに伴う第17条の改正)

附 則

この学則は、令和2年10月1日より施行する。

(民法の改正に伴う極度額記載のため条文を一部改正)

附則

この学則は、令和 2年12月23日より施行する。

(学長が決定を行うにあたり、教授会で審議し意見を述べる事項の見直しによる第8条第3)
(項の改正)

附 則

この学則は、令和3年4月1日より施行する。

(別表第1の一部改正)

この学則は、令和 4年 4月 1日より施行する。

学則第19条別表第1 (授業科目の種類及び単位数) の履修年次変更、学則第23条教職関係 科目別表第1 (教育の基礎的理解に関する科目等及び単位数) の科目名称変更に伴う改正

学則第19条別表第1 授業科目の種類及び単位数

(イ) 一① 造形学科一般教育科目

		-	授業科目	単位	立数		
学科等の名称	科目区分	細目 分野	名称	必修	選択	履修年次	備考
芸術学部		導入	導入ゼミ		2	1年次	
造形学科			芸術学概論		2	1年次以上	
			コミュニケーション論ゼミ		2	1年次以上	
		人間	人間論		2	1年次以上	
		ا#J	宗教学		2	1年次以上	
		と表現	文芸論A		2	1年次以上	
		570	文芸論B		2	1年次以上	
			文章表現演習		2	1年次以上	
			生涯学習概論		2	2年次以上	
		現	法学(日本国憲法)		2	1年次以上	
		代	文化人類学		2	2年次以上	
		社会	自然環境論		2	1年次以上	
		2	世界遺産論		2	1年次以上	
		現代社会と環境	観光文化論		2	1年次以上	
		児	サイエンス・リテラシー		2	1年次以上	
			ボランティア演習		2	1年次以上	
		カュ	心理学A(社会·臨床心理		2	1年次以上	
		りだ	心理学B(発達·青年心理		2	1年次以上	一般教育科目から
		一般のだとこころ	生涯スポーツ演習		1	2年次以上	
	般	ころ	健康科学演習A		2	1年次以上	34単位以上必修
	般教育科目	教 <u></u>	健康科学演習B		2	1年次以上	(言語と表現4単
	科		英語I		1	1年次以上	位、情報1単位を含
	目		英語Ⅱ		1	1年次以上	む)
			英語Ⅲ		1	2年次以上	
			英語IV		1	2年次以上	
			英語V		1	3年次以上	
			英語VI		1	3年次以上	
		言語と表現	仏語 I A-1		1	1年次以上	
		2	仏語 I A-2		1	1年次以上	
		表理	仏語 I B-1		1	1年次以上	
		元	仏語 I B-2		1	1年次以上	
			仏語Ⅱ-1 仏語Ⅱ-2		1	2年次以上	
					1	2年次以上	
			中国語 I -1		1	1年次以上	
			中国語 I -2		1	1年次以上	
			中国語Ⅱ-1 中国語Ⅱ-2		1 1	2年次以上 2年次以上	
			情報処理演習 I		1	1年次以上	
			情報処理演習 II		1	1年次以上	
		情	画像基礎演習		1	1年次以上	
		情 報	画像応用演習		1	1年次以上	
			情報基礎論		2	1年次以上	
		<u> </u>	月形塔從冊		2	1 中伏以上	

(イ) -① 造形学科一般教育科目

		授	受業科目	単作	立数		
学科等の名称	科目 区分	細目 分野	名称	必修	選択	履修年次	備考
芸術学部 造形学科		美術研	国内美術研修 海外美術研修		1 1	1年次以上 1年次以上	
		修	海外美術実地研究		2	2年次以上	
			華道理論 I		2	1年次以上	
			華道理論Ⅱ		2	1年次以上	
			華道 I		2	1年次以上	
			華道Ⅱ		2	1年次以上	
			華道Ⅲ		2	2年次以上	
			華道IV		2	2年次以上	
	_	伝統芸術	華道V		2	3年次以上	一般教育科目から 34単位以上必修
	般 数		華道VI		2	3年次以上	
	般教育科目		華道Ⅶ		2	4年次以上	(導入2単位、言語 と表現4単位、情報
	17		華道Ⅷ		2	4年次以上	1単位を含む)
			書道 I −1		1	1年次以上	
			書道 I −2		1	1年次以上	
			書道Ⅱ-1		1	2年次以上	
			書道Ⅱ-2		1	2年次以上	
			コンピュータ基礎実習		1	1年次以上	
		プキ	キャリアデザイン演習A		1	2年次以上	
		プログラム	キャリアデザイン演習B		1	3年次以上	
		シスア	キャリア実践演習		2	3年次以上	
			インターンシップ研修		2	2年次以上	

(イ) -② デザイン学科一般教育科目

			授業科目	単位	立数		
学科等の名称	科目 区分	細目 分野	名称	必修	選択	履修年次	備考
芸術学部		導入	導入ゼミ		2	1年次	
デザイン学科			芸術学概論		2	1年次以上	
		,	コミュニケーション論ゼミ		2	1年次以上	
		人間と表現	人間論		2	1年次以上	
		と実	宗教学		2	1年次以上	
		現	文芸論A		2	1年次以上	
			文芸論 B 文章表現演習		2 2	1年次以上 1年次以上	
			生涯学習概論		2	2年次以上	
			法学(日本国憲法)		2	1年次以上	
		現代	文化人類学		2	2年次以上	
		社	自然環境論		2	1年次以上	
		現代社会と環境	世界遺産論		2	1年次以上	
		環	観光文化論		2	1年次以上	
		境 	サイエンス・リテラシー		2	1年次以上	
			ボランティア演習		2	1年次以上	
		カ	心理学A (社会・臨床心理学)		2	1年次以上	
		らだ	心理学B (発達·青年心理学)		2	1年次以上	
		からだとこころ	生涯スポーツ演習		1	2年次以上	
			健康科学演習A		2	1年次以上	一般教育科目
	放		健康科学演習B		2	1年次以上	から34単位 以上必修
	般教育科目		英語 I		1	1年次以上	
	育科		英語Ⅱ		1	1年次以上	(言語と表現
	目		英語Ⅲ		1	2年次以上	4単位、情報 1 単位を含む)
			英語IV		1	2年次以上	単位を古む)
			英語V		1	3年次以上	
			英語VI		1	3年次以上	
		言	仏語 I A-1		1	1年次以上	
		言語と表	仏語 I A-2		1	1年次以上	
		と 表	仏語 I B-1		1	1年次以上	
		現	仏語 I B-2		1	1年次以上	
			仏語Ⅱ-1		1	2年次以上	
			仏語Ⅱ-2		1	2年次以上	
			中国語 I −1		1	1年次以上	
			中国語 I −2		1	1年次以上	
			中国語Ⅱ-1		1	2年次以上	
			中国語Ⅱ-2		1	2年次以上	
			情報処理演習 I		1	1年次以上	
			情報処理演習Ⅱ			1年次以上	
		情報			1		
			画像基礎演習		1	1年次以上	
			画像応用演習		1	1年次以上	
			情報基礎論		2	1年次以上	

(イ) -② デザイン学科一般教育科目

		授	受業科目	単位	立数		
学科等の名称	科目 区分	細目 分野	名称	必修	選択	履修年次	備考
芸術学部		美術	国内美術研修		1	1年次以上	
デザイン学科		術研修	海外美術研修		1	1年次以上	
			海外美術実地研究		2	2年次以上	
			華道理論 I		2	1年次以上	
			華道理論Ⅱ		2	1年次以上	
			華道 I		2	1年次以上	
			華道Ⅱ		2	1年次以上	
			華道Ⅲ		2	2年次以上	
		一般教	華道IV		2	2年次以上	
	_		華道V		2	3年次以上	一般教育科目から 34単位以上必修 (導入2単位、言語 と表現4単位、情報
	般数		華道VI		2	3年次以上	
	般教育科目	713	華道Ⅶ		2	4年次以上	
	1 ² 目		華道Ⅷ		2	4年次以上	1単位を含む)
			書道 I −1		1	1年次以上	
			書道 I −2		1	1年次以上	
			書道Ⅱ-1		1	2年次以上	
			書道Ⅱ-2		1	2年次以上	
			コンピュータ基礎実習		1	1年次以上	
		プキ	キャリアデザイン演習A		1	2年次以上	
		プログラム	キャリアデザイン演習B		1	3年次以上	
		ラテム	キャリア実践演習		2	3年次以上	
			インターンシップ研修		2	2年次以上	

(ロ) -① 造形学科専門教育科目1

			授業科目	単位	立数		
学科等の名称	科目区分	細目 分野	名称	必修	選択	履修年次	備考
芸術学部 造形学科		芸術の世界	日本美術史 東洋美術史 西洋美術史 西洋近代美術史 現代美術論 日本建築文化史 西洋建築文化史		2 2 2 2 2 2 2 2	1年次以上 1年次以上 1年次以上 1年次以上 1年次以上 1年次以上 1年次以上	
			工芸概論 映像芸術論 映像文化史		2 2 2	1年次以上 1年次以上 1年次以上	
			デザイン史 デザイン概論 デザイン用語論 芸術論講読 メディアデザイン概論 メディア工学		2 2 2 2 2 2	1年次以上 1年次以上 2年次以上 1年次以上 1年次以上 2年次以上	
	専門教育科目	芸術と社会	メフィノエ子感性科学概論ユニバーサルデザイン論観光デザイン概論シナリオ制作論		2 2 2 2 2	2年次以上 2年次以上 1年次以上 1年次以上 1年次以上	専門教育科目1から 20単位以上必修 (内京都プロジェクト関連 科目から2単位以上必
	1	公会	芸術心理学 芸術と思想 芸術と科学 芸術思考法演習		2 2 2 2	2年次以上 1年次以上 1年次以上 3年次以上	修)
			現代社会と芸術 アートマネジメント論 アートマネジメント演習 知的財産論 保存科学概論		2 2 2 2 2	1年次以上 1年次以上 2年次以上 2年次以上 1年次以上	
		京都プロジェクト関連科目	京都デザイン論 京都文化論 仏教文化論 芸能文化史 京都プロジェクトA 京都プロジェクトB		2 2 2 2 2 2 2	1年次以上 1年次以上 1年次以上 1年次以上 2年次以上 2年次以上	
		科 目 					

(口) 一① 造形学科専門教育科目2 専門必修科目

		授	受業科目	単位	立数					
学科等の名称	科目 区分	細目 区分	名称	必修	選択	履修年次	備考			
芸術学部			芸術の力実習	4		1年次				
造形学科			領域基礎演習I	2		1年次				
							造形専門実習	4		1年次
	専門教育科	専門必	領域基礎演習Ⅱ	2		1年次				
	教		造形専門演習 I	6		2年次	48単位必修			
	科	必修科	造形専門演習Ⅱ	6		2年次	40平位宏修			
	目 2	目	造形専門演習Ⅲ	6		3年次				
_	_	·	造形専門演習IV	6		3年次				
			卒業制作 I	6		4年次				
			卒業制作Ⅱ	6		4年次				

(口) 一① 造形学科専門教育科目 2 選択科目

			授 業 科 目	単位	立数		
学科等の名称	科目 区分	細目 区分	名称	必修	選択	履修年次	備考
芸術学部 造形学科	専門教育科目2選択演習科目		東洋・日本美術研究A 東洋・日本美術研究B 東洋・日本美術理論演習 西洋美術研究A 西洋美術研究B 西洋美術理論演習 アーティストブック研究 先端芸術・メディアアート研究 現代芸術研究A 現代芸術研究B 現代芸術研究B		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2年次以上 2年次以上 3年次以上 2年次以上 2年次以上 3年次以上 3年次以上 2年次以上 2年次以上 2年次以上	
			芸術応用研究 近代芸術研究 現代作家論A(絵画・版画) 現代作家論B(彫刻・工芸) 現代作家論C(写真・映像・メディアアート) オープン演習A		2 2 2 2 2 2	3年次以上 2年次以上 2年次以上 2年次以上 2年次以上 2年次以上	
			オープン演習 B オープン演習 C オープン演習 E オープン演習 F オープン演演習 B オープン 演演習 B オープン 演演習 B オープン 対演 演習 I オープン 演演習 B オープン オープン オープン オープン オープン オープン オープン オープン		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2年次以上 2年次以上 2年次次以以上 2年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年	14単位以上の5時間では、14単位にの5時間では、14単位では、14年の14年の14年の14年の14年の14年の14年の14年の14年の14年の
		目	オープン演習 P オープン演習 Q オープン演習 R オープン演習 S オープン演習 S オープン演習 T オープン演習 U オープン演習 W オープン演習 W オープン演習 Y オープン演習 Z		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2年次以上 2年次以上 2年次以以上 2年次次以以上 2年次次次以以上 2年次次次以以以上 2年次次以以以上 2年次次以以以上 2年次次以以以上 2年次次以以以上	

(ロ) -② デザイン学科専門教育科目1

			授業科目	単位	立数		
学科等の名称	科目区分	細目 分野	名 称	必修	選択	履修年次	備考
芸術学部デザイン学科	平 専門教育科目 1	芸術の世界	日本美術史 東洋美術史 西洋美術史 西洋近代美術史 現代美術論 日本建築文化史 西洋建築文化史 工芸概論 映像芸術論 映像文化史 デザイン史		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1年次以上 1年次以上 1年次以上 1年次以上 1年次以上 1年次以上 1年次以上 1年次以上 1年次以上 1年次以上	
		芸術と社会	デザイン概論 デザイン用語論 芸術論講読 メディア工学 感性科学・アエ学 感性パーサルデザイン 観光・ディン概論 シナガーサルデザイン 観光・デリカー もとが、といる 芸術とと科学 芸術とと科学 芸術とと芸術 アートマネジメント演習		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1年次以上 2年次以上 1年次以以上 2年次次以以上 2年次次以以上 1年次次以以以上 1年次次以以以以以以以以以以以以以以以以以以以以以以以以以以以以以以以以以以以	専門教育科目1から 20単位以上必修 (内京都プロジェクト関連 科目から2単位以上必 修)
		京都プロジェクト関連科目	知的財産論 保存科学概論 京都デザイン論 京都文化論 仏教文化論 芸能文化史 京都プロジェクトA 京都プロジェクトB		2 2 2 2 2 2 2 2 2	2年次以上 1年次以上 1年次以上 1年次以上 1年次以上 2年次以上 2年次以上	

(ロ) -② デザイン学科専門教育科目2 専門必修科目

			授業科目	単位	立数			
学科等の名称	科目 区分	細目 区分	名称	必修	選択	履修年次	備考	
芸術学部			芸術の力実習	4		1年次		
デザイン学科			領域基礎演習 I	2		1年次		
			デザイン専門実習	4		1年次		
	専明	専門	領域基礎演習Ⅱ	2		1年次	48単位必修	
	教	教育 修	デザイン専門演習 I	6		2年次		
	専門教育科	修 科	デザイン専門演習Ⅱ	6		2年次	40平位纪修	
	目 2	目	デザイン専門演習Ⅲ	6		3年次		
	2		デザイン専門演習Ⅳ	6		3年次		
			卒業制作(研究) I	6		4年次		
			卒業制作(研究)Ⅱ	6		4年次		

(ロ) -② デザイン学科専門教育科目2 選択科目

			授業科目	単位	立数		
学科等の名称	科目 区分	細目 区分	名称	必修	選択	履修年次	備考
芸術学部			プロダクトデザイン論		2	2年次以上	
デザイン学科			インテリアデザイン論		2	2年次以上	
			ビジュアルデザイン論		2	2年次以上	
			広告論		2	2年次以上	
			商品企画論		2	2年次以上	
		デザ	 色彩計画論		2	2年次以上	
		イン	メディア技術史		2	2年次以上	
		イン学科選択科目	アニメーション論		2	2年次以上	
		科選	インターフェイス論		2	2年次以上	
		択	キャラクターデザイン論		2	2年次以上	
		科 目	ゲームデザイン演習		2	2年次以上	
			ICT演習		2	2年次以上	
			メディアプロデュース		2	2年次以上	
			工芸研究 (エスニック)		2	2年次以上	
			テキスタイルデザイン論		2	2年次以上	
			ファッションデザイン論		2	2年次以上	
			オープン演習A		2	2年次以上	 14単位以
			オープン演習B		2	2年次以上	上必修
			オープン演習C		2	2年次以上	(うちデザ
	· · · · · · · · · ·		オープン演習D	2	2年次以上	イン学科	
	数		オープン演習E		2	2年次以上	選択科目 から6単位
	専門教育科目2		オープン演習F		2	2年次以上	以上、選
	目2		オープン演習G		2 2	2年次以上	択演習科 目から2単
	_		オープン演習H		2	2年次以上	
			オープン演習 I		2	2年次以上	位以上必
			オープン演習 J		2	2年次以上	修)
			オープン演習K		2	2年次以上	
		選 択	オープン演習L		2	2年次以上	
		演	オープン演習M		2	2年次以上	
		演習科1	オープン演習N		2	2年次以上	
		Ħ	オープン演習O		2	2年次以上	
			オープン演習 P		2	2年次以上	
			オープン演習Q		2	2年次以上	
			オープン演習R		2	2年次以上	
			オープン演習S		2	2年次以上	
			オープン演習T		2	2年次以上	
			オープン演習U			2年次以上	
			オープン演習V		2	2年次以上	
			オープン演習W		2	2年次以上	
			オープン演習X		2	2年次以上	
				オープン演習Y		2	2年次以上
			オープン演習Z		2	2年次以上	

学則第23条 教職関係科目 別表第1

教育の基礎的理解に関する科目等及び単位数

学科等の名称	教育職員免許法 施行規則の科目区分	授業科目	単 位 数	履修年次	備考
	教職の基礎的理解に関する	教育原理	2	1,2年次	
芸術学部	科目	教職論	2	1,2年次	
造形学科		教育経営学	2	1年次以上	
デザイン学科		教育心理学	2	1,2年次	
		特別支援教育論	2	2年次以上	
		教育課程論	2	2年次以上	
	道徳、総合的な学習の時間等	道徳教育論	2	2年次以上	中一種免のみ
	の指導法及び生徒指導、教育	特別活動及び総合的な学	2	2年次以上	
	相談等に関する科目	習の時間の指導法			
		教育の方法及び技術(情	2	2年次以上	
		報通信技術の活用含む)			
		生徒指導及び進路指導法	2	2年次以上	
		教育相談論(カウンセリ	2	2年次以上	
		ングを含む)			
	教育実践に関する科目	教育実習 I	2	4年次	
		教育実習Ⅱ	2	4年次	中一種免必修
		教育実習事前事後指導	1	4年次	
		教職実践演習(中・高)	2	4年次	
	計	2 9	, , , , -	29単位必修25単位必修	

学則第23条 教職関係科目 別表第2

教科及び教科の指導法に関する科目及び単位数(造形学科)

当时然 页 5 年	教育	「職員免許法施	拉米拉口	単位	立数	园 <i>岭大</i> 小	備考	
学科等の名称	行規	見則の科目区分	授業科目	必修	選択	履修年次		
		絵画(映像片	芸術の力実習	4		1年次以上	必修	
芸術学部	教	ディア表現を					映像メディア表現を	
造形学科	科	含む。)			_		含む。	
	に		現代作家論A(絵画・版画)		2	2年次以上		
	関	彫刻	オープン演習B	2	_	2年次以上	必修	
	すっ		現代作家論B(彫刻・工芸)		2	2年次以上		
	る専	デザイン (映	オープン演習C	2		2年次以上	必修	
	等 門	像炸~7表現					映像メディア表現を	
	的的	を含む。)					含む。	
	事		デザイン概論		2	1年次以上		
	項	工芸	オープン演習D		2	2年次以上	中一種免(美術)の	
			オープン演習E		2	2年次以上 -	みいずれか選択必修	
			工芸概論		2	1年次以上		
		美術理論及	日本美術史	2		1年次以上	必修	
		び美術史 (鑑					鑑賞並びに日本の	
		賞並びに日					伝統美術及びアジ	
		本の伝統美					アの美術を含む。	
		術及びアジ						
		アの美術を	東洋美術史	2		1年次以上	必修	
		含む。)					鑑賞並びに日本の	
							伝統美術及びアジ	
							アの美術を含む。	
			西洋美術史	2		1年次以上	必修	
			LITY III	2		1 中风丛土	鑑賞を含む。	
			 西洋近代美術史		2	1年次以上		
			現代社会と芸術		2	1年次以上		
			現代美術論		2	1年次以上		
	各孝	<u>-</u> 数科の指導法	美術科教育法 I	2		2年次		
	(情	青報機器及び教	美術科教育法Ⅱ	2		2年次		
	材の	活用を含む。)	美術科教育法Ⅲ	2		3年次		
			美術科教育法IV	2		3年次		
			計	2 2	1 8	28単位以上必	修	

教科及び教科の指導法に関する科目及び単位数 (デザイン学科)

学科等の名称	教育職員免許法施		員免許法施 授業科目		立数	履修年次	備考	
子科寺の石州	行規	則の科目区分	1文未行日	必修	選択	限 修 十 八	/順石	
芸術学部 デザイン学科	教科	絵画(映像メ ディア表現を 含む。)	芸術の力実習	4		1年次以上	必修 映像メディア表現を 含む。	
	れに関す	古 む。)	オープン演習A	2		2年次以上	さい。 必修 映像メディア表現を 含む。	
	る		現代作家論A(絵画・版画)		2	2年次以上	— •	
	専	彫刻	オープン演習B	2		2年次以上	必修	
	門		現代作家論B(彫刻・工芸)		2	2年次以上		
	的事項	デザイン (映 像メディア表現 を含む。)	デザイン専門実習	4		1年次	必修 映像メディア表現を 含む。	
		工芸	オープン演習D		2	2年次以上 >	中一種免(美術)の	
			オープン演習E		2	2年次以上ノ	みいずれか選択必修	
			工芸概論		2	1年次以上		
		美術理論及 び美術史 (鑑 賞並びに日 本の伝統美	日本美術史	2		1年次以上	必修 鑑賞並びに日本の 伝統美術及びアジ アの美術を含む。	
		術及びアジ アの美術を 含む。)	東洋美術史	2		1年次以上	必修 鑑賞並びに日本の 伝統美術及びアジ アの美術を含む。	
			西洋美術史	2		1年次以上	必修 鑑賞を含む。	
			西洋近代美術史		2	1年次以上		
			現代社会と芸術		2	1年次以上		
			現代美術論		2	1年次以上		
	(情	対の指導法 報機器及び教 対活用を含)	美術科教育法 I 美術科教育法 II 美術科教育法 III 美術科教育法 IV	2 2 2 2		2年次 2年次 3年次 3年次		
			計	2 6	1 6	28単位以上	· 必修	

学則第23条 教職関係科目 別表第3

大学が独自に設定する科目及び単位数

学科等の名称	教育職員免許法 施行規則の科目名	授業科目	単 位 数	履修年次	備考
芸術学部	教科又は教職に関する科目	道徳教育論	2	2年次以上	高一種免のみ
造形学科		生涯学習概論	2	2年次以上	
デザイン学科					

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

	免許法施行規則に	定め				
	る科目			単		
学科等の		単	 授業科目	位	履修年次	備考
名 称	 科 目	· 位		数		
		数				
	日本国憲法	2	法学(日本国憲法)	2	1年次以上	
造形学科	IIte		健康科学演習A	2	1年次以上	- 41 E 33 E 37 F
	体育	2	健康科学演習B	2	1年次以上	1科目選択必修
	外国語コミュニケーション	2	英 語 I	1	1年次以上	
	クト国品コミューケーション	<i>∠</i>	英 語 Ⅱ	1	1年次以上	
		2	情報処理演習I	1	1年次以上	
	情報機器の操作	2	情報処理演習Ⅱ	1	1年次以上	
	日本国憲法	2	法学(日本国憲法)	2	1年次以上	
デザイン学科	//	2	健康科学演習A	2	1年次以上	
	体育	2	健康科学演習B	2	1年次以上	1科目選択必修
	対国語は、たんか	2	英語 I	1	1年次以上	
	外国語コミュニケーション	Z	英 語 Ⅱ	1	1年次以上	
	情報機器の操作		情報処理演習I	1	1年次以上	
	1月 平区の交合庁 Vノり来 1 -	2	情報処理演習Ⅱ	1	1年次以上	

学則第24条別表第1 学芸員資格に関する授業科目の種類及び単位数

						単位数					/## -He
科目区分	J.	授	業	科目		必(修	選	択	履修年次	備考
	生	涯	学	習概	論	2				2年次以上	
	博	物	館	概	論	2				2年次以上	
	博	物:	館	経営	論	2				3年次以上	
省	博	物:	館	資 料	論	2				2年次以上	
省令科目	博	物館	資制	斗保存	論	2				3年次以上	
目	博	物:	館	展示	論	2				2年次以上	
	博	物:	館	教 育	論	2				3年次以上	
	博	物館情	報•	メディア	論	2				2年次以上	
	博	物	館	実	習	3				3年次以上	
	仏	教	文	化	論			2	2	1年次以上	
	京	都	文	化	論			2	2	1年次以上	
	日	本 建	築	文 化	史			2	2	1年次以上	
関	西	洋 建	築	文 化	史			2	2	1年次以上	
関連科目	日	本	美	術	史			2	2	1年次以上	10単位以上必修
Ē	西	洋	美	術	史			2	2	1年次以上	
	東	洋	美	術	史			2	2	1年次以上	
	芸	能	文	化	史			2	2	2年次以上	
	文	化	人	類	学			2	2	1年次以上	